

犯罪被害にあわれた方へ

被害者の手引



担当捜査員 あなたとの連絡を担当します。

群馬県 警察署 課 係

電話番号 内線

氏名

令和4年5月

群馬県警察

はじめに

被害にあわれたことに対し、つつしんでお見舞い申し上げます。このパンフレットは、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に、

- 捜査や裁判はどのような手続で進んでいくのか
- 捜査や裁判の過程でどのようなお願いをするのか
- 利用できる支援制度にはどのようなものがあるのか
- 被害後の心や体の状態
- 相談機関・窓口にはどのようなものがあるのか

などについてお知らせし、情報不足から生じる様々なご不安を少しでも解消できればと考えて作成したものです。

あなたはひとりでは
ありません。

犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん



目次

○ 刑事手続（20歳以上の者の場合）	1
○ 少年事件手続（14歳以上20歳未満の少年の場合）	3
○ 警察が行う犯罪被害者支援制度：概略版	5

1 刑事手続の概要

① 犯人が20歳以上の者の場合	7
② 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合	9
③ 犯人が14歳未満の少年である場合	10

2 捜査へのご協力のお願い

① 事情聴取	11
② 証拠品の提出	12
③ 実況見分等への立会い	12
④ 裁判での証言	12

3 犯罪被害にあわされた方への支援制度

① 指定被害者支援要員制度	13
② 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等	15
③ 裁判で利用できる制度	18
④ 更生保護において利用できる主な制度	21
⑤ 安全の確保に関する制度	22
⑥ 経済的支援や各種支援・福祉制度	23
※ 犯罪被害給付制度（必ずご覧ください。）	24
⑦ 精神的被害への支援	28

4 性犯罪被害にあわされた方へ（1度ご覧ください。）

31

5 各種相談機関・窓口

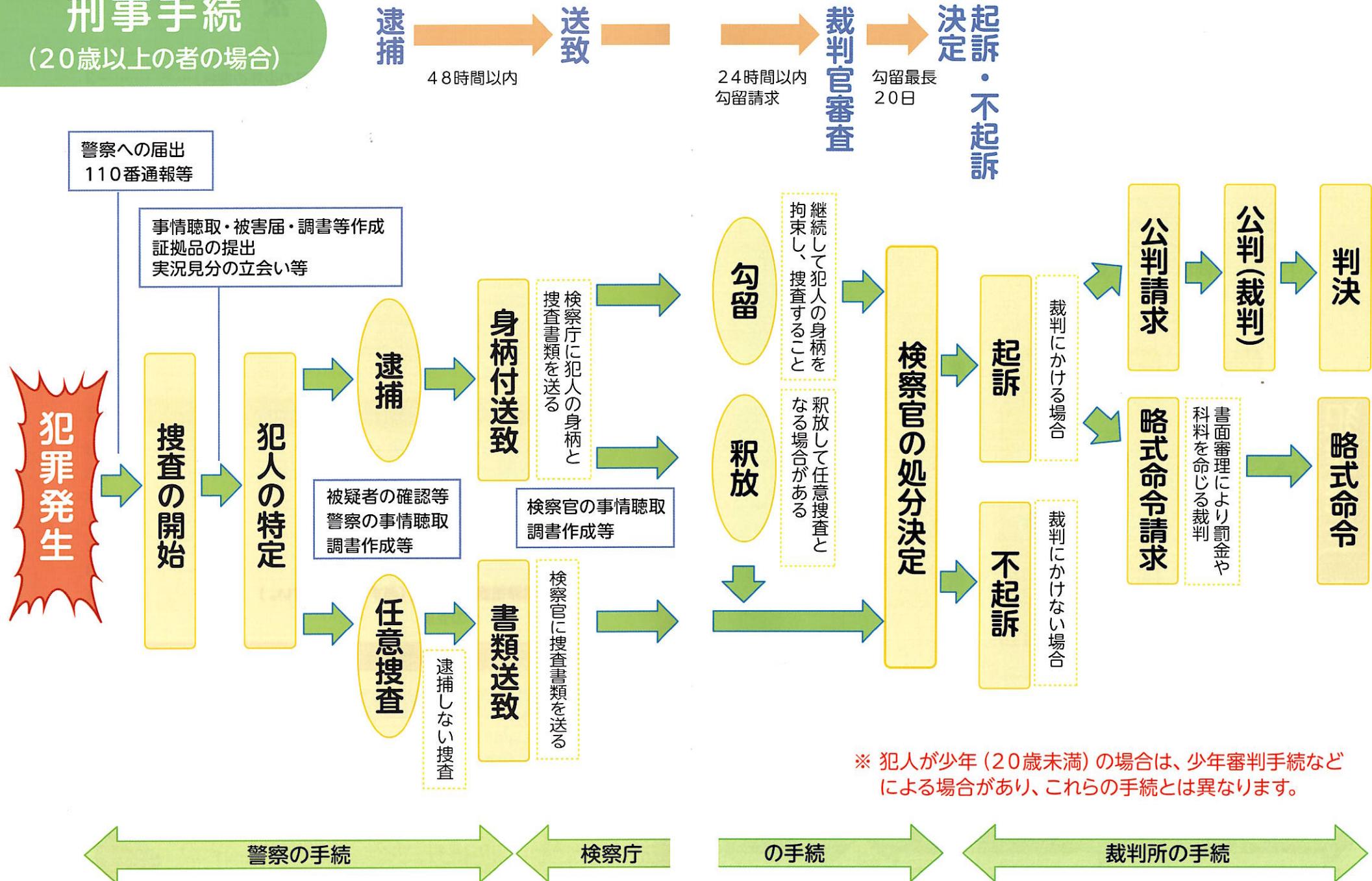
35

① 警察における相談窓口	35
② 各種相談窓口	36
③ 犯罪被害者等早期援助団体	39



刑事手続

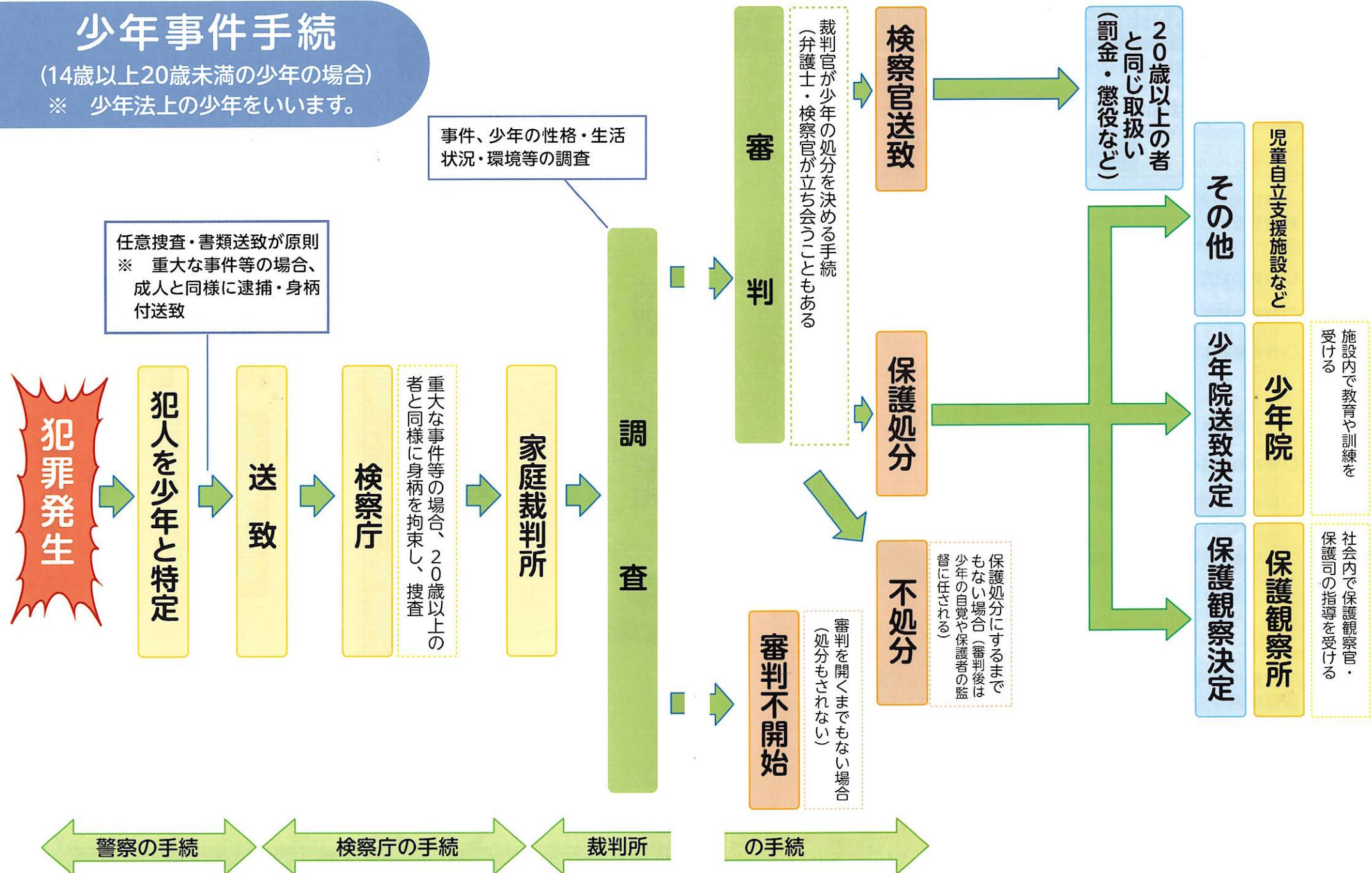
(20歳以上の者の場合)



少年事件手続

(14歳以上20歳未満の少年の場合)

※ 少年法上の少年をいいます。



警察が行う犯罪被害者支援制度：概略版

各制度の詳細は、該当するページをご確認ください。

経済的負担の軽減

■ 公費支出制度 23ページ

特定の犯罪により傷害等を負った場合に、次の医療費等について経費を支給し、犯罪被害にあわれた方等の負担を軽減する制度（基準あり）があります。

- 故意の犯罪行為により死亡した場合
死体検案書料、司法解剖後の遺体修復・遺体搬送費
- 故意の犯罪行為により1か月以上の傷害を負わされた方
初診料、検査料、診断書料
- 性犯罪被害にあわれた方
 - ・ 被害直後の初診料、検査料（初診時のみ）、治療費（初診時のみ）、診断書料
 - ・ 初診後の性感染症検査料・妊娠検査料など
 - ・ 検査結果の説明を受ける際の診察料（再診料のみ）
 - ・ 犯罪被害による破損等・鑑定により原状回復が不可能となった学生服等の代替品購入費用の補助
- 精神的被害を負わされた方
精神科等の医療費、公認心理師・臨床心理士が行うカウンセリング費用
- 自宅が破壊されるなど居住が困難となった方又は自宅等が犯罪により汚損された方
宿泊費、ハウスクリーニング費用の補助
- 自宅等で凶悪事件の犯罪被害に遭遇し、その影響で転居された方
転居費用の補助



■ 犯罪被害給付制度 24ページ

故意の犯罪行為により、死亡、重大な負傷又は疾病を負つたり、後遺障害が生じた場合に、ご遺族や被害にあわれたご本人に対して、国が一時金を支給する制度があります（審査により減額又は不支給になることがあります。）。

- 遺族給付金
ご家族を亡くされたご遺族に支給
- 重傷病給付金
重傷病を負った被害にあわれた方に支給
- 障害給付金
後遺障害が残った被害にあわれた方に支給



精神的負担の軽減

■ 指定被害者支援要員制度 13ページ

指定された警察職員による医療機関等への付添い、実況見分の立会い、自宅等への送迎、事情聴取、民間被害者支援団体やカウンセラー等の説明や紹介を行います。

*性犯罪事件の届出の際、事情聴取を行う捜査員の性別を選ぶことができます。

被害者支援センター
すてっぷぐんま 39ページ

28ページ

■ カウンセリング制度

精神的負担の軽減を目的として、カウンセリングの専門員（公認心理師・臨床心理士）によるカウンセリングや精神科医や民間のカウンセラーによるカウンセリング制度があります（基準あり）。

カウンセラーからのメッセージ 30ページ



安全の確保

■ 再被害防止対象者指定制度 22ページ

再度、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導、必要に応じた所要の警戒措置、機材の貸出しなどして安全を確保します。

情報提供

■ 被害者連絡制度・被害者訪問制度 15ページ

刑事手続の概要や犯罪捜査への協力のお願い、犯罪被害にあわれた方等が利用できる制度の情報を提供します。

- 被害者の手引（刑事手続の解説）の交付 ※本冊子
- 事件の捜査状況や被疑者の検挙・処分状況の連絡



1 刑事手続の概要

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を求める手続のことを刑事手続といい、これは大きく、捜査、起訴、公判（裁判）の3つの段階に分かれ、犯人が20歳以上の者と少年の場合では、これらの手續が異なります。

※ P1からP4の「刑事手続（20歳以上の者の場合）」及び「少年事件手続（14歳以上20歳未満の少年の場合）」をご参照ください。

① 犯人が20歳以上の者の場合

● 捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を捜査といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者」といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ります（これを「送致」といいます。）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行い（これを「勾留請求」といいます。）、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取調べ、証拠を揃えた後、捜査結果の書類を検察官に送ること（書類送致）もあります。

● 起訴

送致を受けた検察官は、勾留期間内に、警察から送致された書類や証拠を精査し、自らも被疑者の取調べなど必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を起訴
 - 裁判にかけない場合を不起訴
- といいます（起訴された被疑者を「被告人」といいます。）。

また、起訴には、

- 通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求
- 一定の軽微な犯罪について書面審理だけを請求する略式命令請求等

があります。

なお、被疑者を逮捕しない書類送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

● 公判

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えること（地方裁判所・簡易裁判所・家庭裁判所の判決に対しては「控訴」、高等裁判所の判決に対しては「上告」といいます。）となります。



② 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

● 捜査等

警察では、14歳以上の少年については、20歳以上の者の刑事手続と同様に捜査を行います。

○ 法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合

警察から、検察庁に事件を送ります。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

● 審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

○ 審判不開始

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します。

○ 審判手続

少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

審判では、保護処分（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

○ 逆送致事件

少年が重大な犯罪を犯した場合等、20歳以上の者と同様の刑事処分とすべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事案件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

③ 犯人が14歳未満の少年である場合

● 調査等

14歳未満の少年については、法律上罰することができないことから、警察において調査を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・捜索等の強制処分ができます。警察は、調査の結果、当該事件を児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと思料されるときは、当該事件を児童相談所に送致します。

● 児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。

児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。



2 捜査へのご協力のお願い

皆様に刑事手続上必要なご協力ををお願いするため、ご負担をおかげしてしまいますが、犯人を捕まえて処罰するため、どうかご協力ををお願いいたします。具体的には次のようなことがあります。

1 事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の人相着衣などについて詳しく事情をお尋ねします。思い出したくない、口にしたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするために、必要があってお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば分かるほど、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力ををお願いいたします。

○ 警察に事情を話したことで、犯人から仕返しをされるのではと不安をもたれるかもしれません。警察では安全対策を万全に期し、犯人から再び被害を受けることがないようにしています。詳しくは、P22の③「安全の確保に関する制度」の項目をご覧ください。

○ 被害にあわれた方で、事情聴取を担当する警察官の性別の希望やお子さんが被害にあられ事情聴取に保護者の同席を希望される場合には、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。

● 檢察官からの事情聴取

被害にあわれた方は、警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれことがあります。どうして同じことを繰り返し聞かれるのだろうかと思われるかもしれません、お話をいただいた内容の一貫性等を検察官が確認し、起訴・不起訴の判断をするために重要なものですので、どうかご協力ををお願いいたします。

2 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります、これは、犯罪を立証するために必要となりますので、どうかご協力ををお願いいたします。

● 証拠品の還付・仮還付など

提出していただいたものについては、証拠品として保管する必要がなくなければ、裁判が終わらない段階でもお返しいたします（これを「還付」といいます。）。

その証拠品をまだ保管する必要がある場合でも、所有者の方の請求により、仮にお返しできる場合があります（これを「仮還付」といいます。）。

また、これら証拠品について所有者の方が返却の必要がないと思われるものは、提出の時に「所有権放棄」の手続をしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなった時に処分されます。

3 実況見分等への立会い

皆様に警察官が犯罪の現場等について確認する際に立会いをお願いすることができます（現場等の状況を確認することを「実況見分」とい、裁判所の令状に基づいて行う確認を「検証」といいます。）。

ある程度の時間をいただきますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、どうかご協力ををお願いいたします。

4 裁判での証言

皆様に犯罪の立証のため、公判（裁判）で証言していただく場合があります（これを「証人尋問」といいます。）。

裁判においても様々な制度が用意されています。詳しくは、P18の③「裁判で利用できる制度」の項目をご覧ください。

3 犯罪被害にあわされた方への支援制度

犯罪により被害にあわされた方やそのご家族・ご遺族の方をこのパンフレットでは、「犯罪被害者等」と記載します。

犯罪被害者等の方が利用できる制度には、次のようなものがあります。

① 指定被害者支援要員制度

● 警察における指定被害者支援要員制度

警察では、殺人、強制性交等、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通事故等の専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、犯罪被害者等への付添い、ヒアリングなどの犯罪被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を導入しています。

指定被害者支援要員は、次のような活動を行っています。

* 付添い

- ・ 事件発生直後、早期に臨場
- ・ 医師の診察が必要な場合の医療機関の手配、付添い
- ・ 実況見分の立会い
- ・ 自宅等への送迎

* ヒアリング

- ・ 心配事の相談受理（身の回りの支援など）
- ・ 事情聴取や被害者調書の作成またはそれらの補助

* 民間被害者支援団体、カウンセラー等の紹介、引継ぎ

なお、指定被害者支援要員の性別を選ぶこともできます。
詳しくは、最寄りの警察署・警察本部にお問合せください。

● 檢察庁における被害者支援員制度

犯罪被害者等の方々の負担や不安をできる限り和らげるため、犯罪被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、犯罪被害者等の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続きの支援をするほか、犯罪被害者等への情報提供、犯罪被害者支援機関・団体との連絡・調整等の支援活動を行います。



② 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

● 警察における被害者連絡制度

警察では、指定被害者支援要員制度と同様に、殺人、強制性交等、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通事故等に該当する事件等の重大な交通事故事件等の犯罪被害者等の方に対して、適時適切に、次の事項について連絡する被害者連絡制度を運用しています。

○ 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

犯罪被害者等の方から事情聴取を行った捜査員又は指定被害者支援要員が、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について説明します。

○ 捜査状況

被疑者の検挙に至っていない場合でも、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

○ 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の人定等について連絡します。

○ 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。

なお、事件のことを思い出したくないので知らせないで欲しいという方は、捜査員にその旨を話してください。また、被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

● 法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、犯罪被害者等の方々に対し、希望に応じて、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。



◆ 通知を受けることができる主な事項

- 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- 身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等
- 刑の執行終了予定期（刑の執行終了の予定期年月）
- 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称や所在地、懲役刑の作業名や改善指導事項等）
- 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称や所在地、釈放年月日、釈放事由等）
- 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、犯罪被害者等の方に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

◆ 通知を受けることができる主な事項 ※少年事件

- 収容されている少年院の名称等の事項（入院年月日、収容されている少年院の名称、所在地）
- 少年院在院中の教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、個人別教育目標、賞、懲戒、問題行動指導の状況、仮退院の申出年月日等）
- 出院に関する事項（出院後に出院年月日、出院事由等）
- 仮退院審理に関する事項（仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等）
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察中の処遇状況、保護観察の終了年月日等）

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。

なお、検察庁において、犯罪被害者等の方々が再び被害にあうことがないように転居、その他犯人との接触を避ける措置をとる必要があり、検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、受刑者の釈放直前ににおける釈放予定の時期や釈放された後の住所地について通知されることがあります。

詳しくは、担当の検察官や検察庁の被害者支援員等にお問合せください。

◆ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が心神喪失等であると認められ、不起訴処分あるいは無罪となった場合には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

犯罪被害にあわれた方等は、申出をすることによって、審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問合せください。

◆ 檢察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、犯罪被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。また、犯罪被害者等からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始める場合もあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問合せください。

◇ 前橋検察審査会事務局：027-231-4275（代表）◇

③ 裁判で利用できる制度

犯罪被害者等の方には、刑事裁判において、証人等として証言していただくことがあります。その際に、犯罪被害者等の方に次のような各制度が定められています。

- 裁判所が認める適任な人に付き添ってもらうこと。
- 犯罪被害者等の方が、被告人や傍聴人から見えないように、遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

● 刑事裁判に関する制度

刑事裁判に関しては、次のような制度があります。

詳しくは担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問合せ下さい。

- 犯罪被害者等の方は、第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。また、いわゆる同種余罪の犯罪被害者等の方も、民事の損害賠償請求のために必要で、それが相当と認められる場合には、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 犯罪被害者等の方は、刑事裁判の手続において、性犯罪等の被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、裁判所に申し出ることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手続は、犯罪被害者等の氏名等を明らかにしない方法で行われます。
- 刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 犯罪被害者等の方から申し出があれば、優先して公判を傍聴できるように、できる限りの配慮がなされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもよいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 檢察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

◆ 被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反等の犯罪被害者等の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対する質問、事実又は法律の適用について意見を述べることができます。

なお、被害者参加人の経済的負担を軽減するため、裁判所までの往復の旅費と宿泊費（必要がある場合のみ）、日当を国が負担する制度もあります。

◆ 被害者選弁護制度

被害者参加人となった犯罪被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することができますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出すると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするために、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することとなります。

◆ 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の犯罪被害者等の方は、刑事案件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事案件を担当している裁判所に対し、刑事案件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事案件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取調べるなど、犯罪被害者等による被害事実の立証が容易です。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問合わせください。

◇ 前橋地方裁判所刑事部：027-231-4275（代表） ◇

● 少年犯罪による犯罪被害者等の方のための制度

少年犯罪による犯罪被害者等の方には、次のような制度があります。

詳しくは家庭裁判所にお問合わせ下さい。

- 犯罪被害者等の方は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反等（いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の犯罪被害者等の方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

◇ 前橋家庭裁判所少年書記官室：027-231-4275（代表） ◇



4 更生保護において利用できる主な制度

● 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした犯罪被害者等の方は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

● 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、犯罪被害者等の申出に応じ、保護観察所が、犯罪被害者に関する心情、犯罪被害にあわれた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省するよう指導監督を行います。

詳しくは、保護観察所にお問合せください。

◇ 前橋保護観察所: 027-237-5014 ◇



5 安全の確保に関する制度

● 再被害の防止・保護対策

警察では、犯罪被害者等の方が、再度、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行い、再被害防止対象者からの要望があった場合又は再被害防止が必要な場合には加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがある場合には、犯罪被害者等の方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、再被害の未然防止を徹底しています。

加害者や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅を受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

● 配偶者からの暴力、児童虐待等の被害者の保護

警察では、配偶者からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待等の被害にあわれた方からの相談に応じ、犯罪被害者等の方の意向を踏まえて防犯指導、関係機関の教示、加害者に対する指導警告等を行うほか、被害拡大の防止を図るため、警告、禁止命令、援助等の行政措置や加害者の検挙に努めています。

また、加害者から離して保護する必要がある場合には、安全を確保するため女性相談センターや児童相談所と連携して対応しています。

詳しくは、最寄りの警察署や女性相談センター、児童相談所にお問合せください。

● プライバシー侵害等に対する人権救済制度

犯罪被害者等の方が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されたりするなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関が、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告したりするなどの救済のための措置を講じています。

詳しくは、P36の5②「法務省の人権擁護機関」にお問合せください。

6 経済的支援や各種支援・福祉制度

● 犯罪被害者等の負担軽減

警察では、特定の犯罪により傷害等を負わされた犯罪被害者等に、次の医療費用等について経費を支給し、費用負担を軽減しています。

- 故意の犯罪行為により死亡した場合
死体検案書料
- 故意の犯罪行為により死亡し、司法解剖をした場合
遺体修復費・遺体搬送費
- 故意の犯罪行為により、1か月以上の傷害を負わされた方
初診料・検査料・診断書料(傷害の程度を明らかにするための初回のみ)
- 性犯罪被害にあわれた方
 - ・ 被害直後の初診料・検査料・治療費(緊急避妊薬を含む)、診断書料
 - ・ 初診後の性感染症の検査費用、妊娠検査費用、人工妊娠中絶費用
 - ・ 検査結果の説明を受ける際の診察費(再診料)
 - ・ 犯罪被害による学生服等の破損・鑑定により原状回復が不可能となった学生服等の代替品購入費用の補助
- 精神的被害を負わされた方
精神科等の医療費及び公認心理師・臨床心理士が行うカウンセリング費用
- 自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所を確保できない方
宿泊費(概ね5日間)
- 自宅等で被害に遭遇し、ハウスクリーニングが必要になった方
ハウスクリーニング費用の補助(上限額は10万円)
- 自宅で凶悪事件や性犯罪の被害を受け、事件の影響で居住することができなくなり、転居した方
転居費用の補助(引越業者の費用と転居先が貸家の場合の敷金と1か月分の家賃の合計額の半額で10万円を限度)

[基準あり]



● 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重大な負傷又は疾病を負ったり、後遺障害が残った方に対して、労災保険等の他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。

種類	内容
遺族給付金	遺族(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方)に支給
重傷病給付金	重傷病(加療1か月以上かつ3日以上の入院を要する負傷又は疾病[PTSD等の精神疾患については、加療1か月以上かつ3日以上労務に服することができない程度の疾病])を負った犯罪被害者の方に、3年間を限度として、保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額(上限120万円)を支給
障害給付金	障害(障害等級第1~14級)の残った犯罪被害者の方に支給

ただし、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方でかつ日本国内に住所を有しない方は受給できません。

また、犯罪被害者等の方に不適切な行為がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないこともあります。

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行いますが、具体的な手続きとしては、住所地を管轄する警察署又は警察本部に、申請書と必要書類を提出することとなります。

なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。ただし、加害者により身体の自由を不当に拘束されていたなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請することができます。

詳しくは、警察本部犯罪被害者支援室にお問い合わせください。

◇ 群馬県警察本部犯罪被害者支援室:
027-243-0110(内線2154・2155) ◇

● 民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為(民法第709条)に該当する場合があり、その場合には、犯罪被害にあわれた方等は、加害者等に対して損害賠償を請求することができます。

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に犯罪被害者等の方々が申立てなどを行う必要があります。

詳しくは、P37の5②「日本司法支援センター（愛称「法テラス」）、P38の5②「弁護士会」にお問い合わせください。

なお、損害賠償命令制度については、P19の3③「損害賠償命令制度」を参照してください。

また、指定暴力団による不法行為については、暴力団対策法において、凶器を使用した対立抗争又は指定暴力団の名称を示すなどして行う資金獲得活動等に際して、指定暴力団員が他人の生命・身体又は財産を侵害したときは、その指定暴力団の代表者等がこれによって生じた損害を賠償する責任を負うとされています。

この規定により、例えば、

- ・対立抗争の巻き添えにあい、指定暴力団員から怪我を負わされた
- ・指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断ったために、暴力行為を受けた

などの場合に損害賠償請求を行うに当たっては、被害者側の立証負担が軽減されます。

詳しくは、警察本部や弁護士会にお問い合わせください。



● 税 制

医療費を支払ったり、障害を負わされた方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税の計算において、次のような「所得控除」が認められる場合があります。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されるもの
障 害 者 控 除	納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、27万円（特別障害者である場合は40万円）が控除されるもの
寡 婦 控 除	納税者ご本人が寡婦（夫と死別した後婚姻をしていない人等で、合計所得金額が500万円以下）である場合には、一定の金額の所得控除を受けることができるもの ※寡婦控除27万円
ひとり親控除	納税者ご本人がひとり親（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと、生計を一にする子がいること、合計所得金額が500万円以下）である場合には、一定の金額の所得控除を受けることができるもの ※ひとり親控除35万円

● 地方公共団体における犯罪被害者支援施策

群馬県及び群馬県内全ての市町村には、犯罪被害者等施策担当窓口が設置されています。

また、群馬県及び群馬県内の一一部市町には、「犯罪被害者等支援条例」が制定されています。

一部市町では、「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に対する相談及び情報提供、見舞金の支給制度等の支援を行っています。

詳しくは、群馬県又はお住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

● 公営住宅の単身入居、優先入居等

配偶者からの暴力事案の被害にあわれた方については、同居親族要件が緩和され、公営住宅（県営住宅・市町村営住宅）への単身での入居が可能な場合があります。

また、犯罪行為により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

詳しくは、県又は市町村の公営住宅管理担当窓口までお問合わせください。

● 福祉制度

父親や母親を亡くして、ひとり親家庭となった場合には、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付などを受けることができる場合があります。

また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に窮している人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

詳しくは、住所地の自治体や福祉事務所にお問合わせください。

● 個別労働紛争解決制度

群馬労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、

- ・ 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
 - ・ 都道府県労働局長による助言・指導
 - ・ 紛争調整委員会によるあっせん
- をしていますので、お問合わせください。

◇ 群馬労働局（総合労働相談）

027-896-4677 ◇



7 精神的被害への支援

犯罪の被害を受けた後は、心や体に様々な影響があらわれることがあります。

心の反応	被害のことを思い出す（突然／何度も）、物事に集中できない、恐怖、不安、気力が出ない、緊張する、自分を責める、物音に驚く、人が信じられない
体の反応	不眠（寝付けない、途中で目が覚める、悪夢にうなされる）、食欲不振、過食、頭痛、胃痛、下痢、めまい、吐き気、過呼吸
生活・行動の変化	外出できない、学校や職場を休みがちになる、被害を思い出すものや場所を避ける、生活が不規則になる、飲酒や喫煙が増加する

このような変化が起こると、「自分はおかしくなったのではないか。」と不安になる方もいます。しかし、このような変化は大きなショックを受けた後に、誰にでも起こり得る自然な反応です。

これらは、時間の経過とともに、次第に軽減すると言われていますが、心身の反応が軽減するまでにかかる時間は人それぞれです。

警察では、犯罪被害者等の方々の精神的被害の軽減を支援するため、カウンセリングの専門員を配置したり、精神科医や民間のカウンセラーと連携するなど、犯罪被害者等の方々のためのカウンセリング体制を整備しております。

詳しくは、最寄りの警察署又は警察本部にお問合わせください。

また、日常生活に支障を感じた時は、医療機関若しくは最寄りの保健所、精神保健福祉センター（群馬県こころの健康センター）へご相談ください。



さらに、犯罪の被害によりお子さんが心のケアを必要とされている場合は、スクールカウンセラー等によるカウンセリングもありますので、在籍する学校にご相談ください。

PTSD

PTSD(Post-Traumatic Stress Disorder:心的外傷後ストレス障害)とは、一般に、事件等の出来事により次の症状が1か月以上持続すると言われています。

● 侵入症状

事件の記憶が勝手に、又は、事件に関する何らかのきっかけで、生々しくよみがえる(フラッシュバック)、悪夢を見る

● 回避

事件に関して考えないようにする、事件に関連するものや場所を避ける

● 否定的な感情や考え方

事件の記憶がない、自責感、自分へ否定的になる、興味関心の低下

● 過覚醒と反応性の著しい変化

睡眠障害、イライラや怒りの爆発、集中困難、過剰警戒、過剰反応

【DSM-5】

などの持続的な精神的、身体的症状を呈することをいいます。眠れない日が続くなど体調がすぐれない場合は、医療機関に相談されることも1つです。

リラクセーション法

不安で落ちつかない、イライラする、なかなか寝付けない時などは、体も緊張しています。リラックスの方法として、呼吸に意識を向けてみましょう。ポイントは、息を吸うことより、吐くことに意識を向けることです。

- ① ゆったりと楽な姿勢をとります。
- ② 口を閉じたまま、鼻から息を吸います(4秒程度)。
- ③ 静かに息を止めて、2つ数えます。
- ④ 口から細く長く息を吐きます(8秒程度)。
- ⑤ 2~4を10回程度、繰り返します。

また、温かい飲物は冷たい飲物と比べて、リラックス効果が高いと言われています。コーヒーや紅茶等のカフェインを含む飲物は興奮作用が高いため、なるべく控えることをオススメします。



大切なこと

● 無理をし過ぎない

意識して、こまめに休息をとりましょう。ご自身のペースを大切になさってください。

● 気持ちを言葉にする

警察のカウンセリング専門員(公認心理師・臨床心理士)による、
カウンセリングをご活用ください。

カウンセリングでは、お困りのことや今のお気持ちなどをお話をいただき、犯罪被害による精神的ショックへの対処方法など、どのようにしていったらよいかを一緒に考えます。



ご家族や周りの方々へ

● 普段どおりの生活を心掛ける

これまでと同じ時間帯に起きるなど、なるべく普段どおりの生活を送ることで、安全や安心感を得られやすくなります。

● ご本人が安心できるサポートを

「一緒にいて欲しい。」と言われた時はそばにいるようにするなど、ご本人が安心できる方法を確認しましょう。

● 傷つけてしまうおそれのある言葉

「命があったんだから良かったと思って。」「なかったことと思って、やり直しましょう。」「こんなことがあったのだから、将来はきっといいことがありますよ。」「泣いてばかりいると、〇〇さんが悲しますよ。」



誰が、どんな時に、どのタイミングで、どのような声の調子などによって、受け手の印象は異なりますが、これらの声かけによって傷つけたといわれることが多くあります。

● ご自身へのいたわりも大切に

突然の出来事に巻き込まれた時、ご家族も戸惑い、傷つかれることはごく自然なことです。いつもと違う状況に置かれ、疲れやすくなっています。普段どおりの生活を心掛け、ゆっくり休む時間も大切にしましょう。

4 性犯罪被害にあわされた方へ(1度ご覧ください)

① あなたへの支援

● あなたの要望に応じた支援

捜査を担当する警察官とは別に、犯罪被害者等の支援を担当する警察職員が、医療機関の手配や付添い、実況見分の立会い、心配事の相談や民間被害者支援団体等の紹介などを行います。(関連ページ、P13の3①「指定被害者支援要員制度」)

● 事件を担当する警察官からの情報の提供

捜査を担当する警察官が刑事手続や犯罪被害者等のための制度、捜査状況、犯人の逮捕等の状況、関係する検察庁や裁判所等について連絡します。(関連ページ、P13の3①「指定被害者支援要員制度」)

● パトロールの強化等

状況に応じて、重点的なパトロール強化など、あなたの安全の確保に努めます。(関連ページ、P22の3⑤「安全の確保に関する制度」)

● 医療費等の公費負担

医療機関を受診した際の初診料、治療費、診断書料、性感染症等の検査費用、緊急避妊措置の費用、人工妊娠中絶費用、学生服等が破損した場合等の学生服等購入補助費用を公費で負担又は補助します。一定の基準があります。(関連ページ、P23の3⑥「経済的支援や各種支援・福祉制度」)

● カウンセリング等の公費負担

警察部内のカウンセラーがカウンセリングを行うほか、一定の基準はありますが、あなたが自ら選んだ精神科医、公認心理師・臨床心理士を受診等した際の診察費用、投薬費用、カウンセリング費用を公費で負担する制度があります。(関連ページ、P23の3⑥「経済的支援や各種支援・福祉制度」)

● 民間被害者支援団体による支援

都道府県公安委員会から指定を受けた民間の「犯罪被害者等早期援助団体」が相談対応や各種申請の補助、検察庁、裁判所、医療機関等への付添いなど、あなたに必要な支援を行っています。詳しくは、P39の5③「犯罪被害者等早期援助団体(民間被害者支援団体)」をご覧ください。

② 被害後の心理

犯罪被害を受けた方は、身体だけでなく、精神的にも影響を受けることが多く、心と体に様々な不調を来す場合があります。これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けたことによる誰にでも起こり得る反応です。

その影響の表れ方は、人によって様々で、時間の経過や環境の変化によっても変わります。詳しくは、P28の3⑦「精神的被害の支援」をご覧ください。

次に挙げるようなことを感じる場合もあります。

■ 自身について

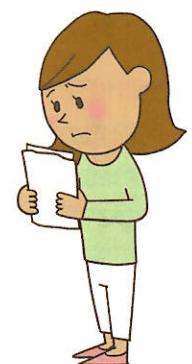
自分が悪かったと思い込む、好きなことをしても楽しくなくなった、食欲がなくなった、気分の浮き沈みが激しくなった、いつも不安で落ち着かない、無気力になった、夜眠れない、集中力がなくなった、自暴自棄になった等

■ 事件について

事件のことを行き届かず覚えていない、記憶が途切れる、事件が現実ではなく他人事のように感じる、事件の夢を見る、たびたび事件のこと思い出し忘れようとしても頭から離れない等

■ 他人について

加害者に似た感じの人や他人に対して恐怖や怒りを感じる、誰も信用できない、他人とかかわりたくない、誰も自分について理解してくれないと感じる、人混みが怖くて一人で外出できない等



③ 事件捜査のために協力していただきたいこと

捜査や裁判の過程で、負担を感じることや不安なこと等があれば、担当者等に遠慮なく相談してください。

■ 警察へのご協力

● 医療機関の受診 【早急】

怪我をされた場合や妊娠、性感染症のおそれがある場合には、すぐ医療機関の診察が必要になります。性感染症は、自覚症状がないことが多い、自分自身でも感染しているかどうか分からないので、受診による早期発見・治療が大切です。

警察職員が医療機関への付添いを行います。

被害から72時間以内であれば、医師から処方される緊急避妊薬を服用することにより、高い確率で妊娠を防ぐことができます。妊娠を避けるため、被害後できるだけ早く受診することが大切です。(関連ページ、P23の⑥「経済的支援や各種支援・福祉制度」)

● 証拠品の提出 【早急】

犯人につながる証拠は、あなたの身体や衣類に残されていることが多いため、医師や警察官があなたの身体から犯人につながる毛髪、体液、尿等の証拠を採取させていただくことがあります。

被害時に着ていた服や所持品等を証拠品として提出していただくことがあります。その場合、必要がなくなればお返しします。(関連ページ、P12の2②「証拠品の提出」)

● 事情聴取や書類作成

担当の警察官が、被害の状況や犯人の様子等について、詳しく事情をお聞きします。口に出したくない言葉や思い出したくないことがあるかと思いますが、事件を解明するために大切なことですので、どうかご協力ください。お聞きした内容に基づき、必要な書類を作成します。(関連ページ、P11の2①「事情聴取」)

● 実況見分等への立会い

警察官が被害の現場や被害の状況について確認するため、あなたに立会いをお願いすることができます。(関連ページ、P12の2③「実況見分等への立会い」)

■ 検察庁へのご協力

● 事情聴取、供述調書の作成

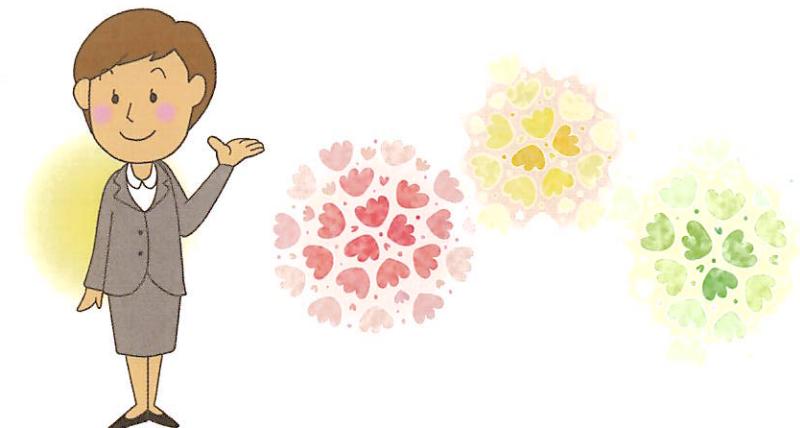
検察官があなたから事情を伺うことがあります。(関連ページ、P11の2①「事情聴取」)

■ 裁判所へのご協力

● 裁判所への出廷、証言

あなたには、犯罪の立証のため公判で証言をしていただく場合がありますが、被告や傍聴席との間についててを置いたり、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言する等の措置が認められることがあります。(関連ページ、P12の2④「裁判での証言」、P18の3③「裁判で利用できる制度」)

捜査と裁判の流れについては、P1からP4の「刑事手続(20歳以上の者の場合)」及び「少年事件手続(14歳以上20歳未満の少年の場合)」をご参照ください。



5 各種相談機関・窓口

1 警察における相談窓口

警察本部において個別の専門相談電話を設けているほか、各警察署にも相談窓口を設けていますのでご利用ください。

名 称	内 容
警 察 安 全 相 談 警察相談の総合受付	相談受付時間 24時間 365日 電話番号 #9110 又は 027-224-8080 FAX 027-224-8888 (聴覚障害者相談用) ホームページ (http://www.police.pref.gunma.jp/)
犯 罪 被 害 者 相 談	相談受付時間 8:30~17:15 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始は除く) 電話番号 027-221-7777
性 犯 罪 被 害 相 談	相談受付時間 24時間 365日 電話番号 #8103 又は 0120-271-110
女性相談者専用電話	相談受付時間 平日8:30~17:15 電話番号 027-224-4356
少 年 問 題 相 談	相談受付時間 8:30~17:15 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始は除く) 電話番号 027-289-6610
配 偶 者 暴 力 ・ ス ト ー カ ー 相 談	相談受付時間 8:30~17:15 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始は除く) 電話番号 027-243-0110<代表>
各都道府県警察の相談窓口を知りたい方 警察庁犯罪被害者支援室ホームページ http://www.npa.go.jp/higaisya/index.html	

2 各種相談窓口

名 称	内 容
検 察 庁 前橋地方検察庁	前橋市大手町3-2-1 電話番号 027-235-7828 検察庁HP (http://www.kensatsu.go.jp/top.shtml)
保 護 觀 察 所 前橋保護観察所	前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎 電話番号 027-237-5014 法務省更生保護HP (http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim.html)
法務省人権擁護機関	「みんなの人権110番」 電話番号 0570-003-110 「子どもの人権110番」 電話番号 0120-007-110 「女性の人権ホットライン」 電話番号 0570-070-810 「外国語人権相談ダイヤル」 電話番号 0570-090-911 法務省HP (http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)
	インターネット人権相談受付窓口 パソコン (http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html) 携帯電話 (http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html)
暴力追放運動 推進センター	公益財団法人 群馬県暴力追放運動 推進センター 相談受付時間 9:00~17:00 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始は除く) 暴力追放運動推進センターHP (fc00081020171709.web3.blks.jp) 前橋市江田町448-11 電話番号 027-254-1100

女性相談センター 群馬県女性相談センター	相談受付時間 9:00~19:30 月曜日から金曜日(年末年始等は除く) 10:00~17:00 土曜(祝日、年末年始等は除く) 13:00~17:00 日曜(祝日、年末年始等は除く) ※法律相談は事前予約制 前橋市野中町360-1 電話番号 027-261-4466
群馬県における総合相談窓口 群馬県生活こども部 生活こども課	相談受付時間 8:30~17:15 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始等は除く) 前橋市大手町1-1-1 電話番号 027-226-2906 FAX番号 027-221-0300
群馬県における性暴力被害相談窓口 Saveぐんま	相談受付時間 平日9:00~17:00 平日17:00~翌朝9:00、土日祝祭日は、 全国一律のコールセンターへつながります。 電話番号 027-329-6125
日本司法支援センター 愛称「法テラス」 法テラス群馬	相談受付時間 9:00~21:00 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始等は除く) 9:00~17:00 土曜日(祝日、年末年始等は除く) 被害者支援ダイヤル 0120-079714 法テラスHP (http://www.houterasu.or.jp/)
法テラス群馬	
相談受付時間 9:00~17:00 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始等は除く) 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階 電話番号 0570-078320	

弁護士会 群馬弁護士会 法律相談センター	予約受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00 月曜日から金曜日 (祝日、年末年始等は除く) 予約電話番号 027-234-9321 ※相談料あり
公益財団法人犯罪被害救援基金	電話番号 03-5226-1020 犯罪被害救援基金HP (http://kyuenkikin.or.jp/)
日本財団まごころ奨学金	電話番号 03-6229-5111 預保納付金支援事業HP (http://nf-yoho.com)



③ 犯罪被害者等早期援助団体（民間被害者支援団体）

犯罪行為の発生後、速やかに犯罪被害者等の方を支援することにより、犯罪被害の早期の負担軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定しています。

群馬県では、公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまが、犯罪被害者等早期援助団体に指定され、

- ・犯罪被害者等に関する電話・面接相談
- ・防犯ブザー等の供与や貸与、法廷、病院、警察等への付添い等による犯罪被害者等の援助
- ・犯罪被害者等給付金の制度説明と申請補助
- ・犯罪被害者等に対する支援の必要性に関する広報啓発活動

などを行っていますので、お問合せください。

【群馬県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体】

公益社団法人 被害者支援センター すてっぷぐんま

前橋市新前橋町26番地7 ヤマコビル5階

相談電話番号 027-253-9991

相談受付時間 10:00～16:00 月曜日～金曜日（祝日・年末年始等は除く）

ホームページ <http://www.step-gunma.org/>

犯罪被害者等の方の同意を得て、警察から民間被害者支援団体に対して、犯罪被害者等の方のお名前やご連絡先、犯罪被害の概要を連絡することができます。それにより、繰り返し被害にあわれた状況を説明することなく、相談することができます。民間被害者支援団体には守秘義務があります。

民間被害者支援団体への各種相談や支援を希望される場合は、右記「同意書」へ必要事項をご記入いただき、担当捜査員へお渡しください。

同意書の宛名は、捜査を担当する警察署長、ご記入いただきました日付、ご住所及びご芳名をご記入ください。

捜査を担当する警察署長とは、例えば、捜査を担当する警察署が前橋警察署の場合、「前橋警察署長」となります。ご不明な点は、遠慮なく、担当捜査員へお話ください。

同 意 書

殿

私は、この度の被害に関し必要な支援を受けるため

に対して、

私に関する情報及び被害に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

MEMO (予定など、自由に書き込んでください。)

被害発生日時、場所など

・日時

・場所

準備するもの、持ち物など

・

・

各種予定など

・

・

・

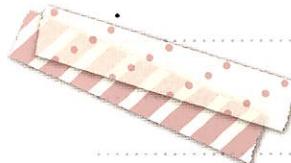
その他 (気になること、質問したいことなど)

・

・

・

・



MEMO



MEMO

